

生活困窮者自立支援法の概要

資料2-1

■法の目的・趣旨

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

■施行日

平成27年4月1日(令和6年4月改正法公布。主に令和7年4月施行。)

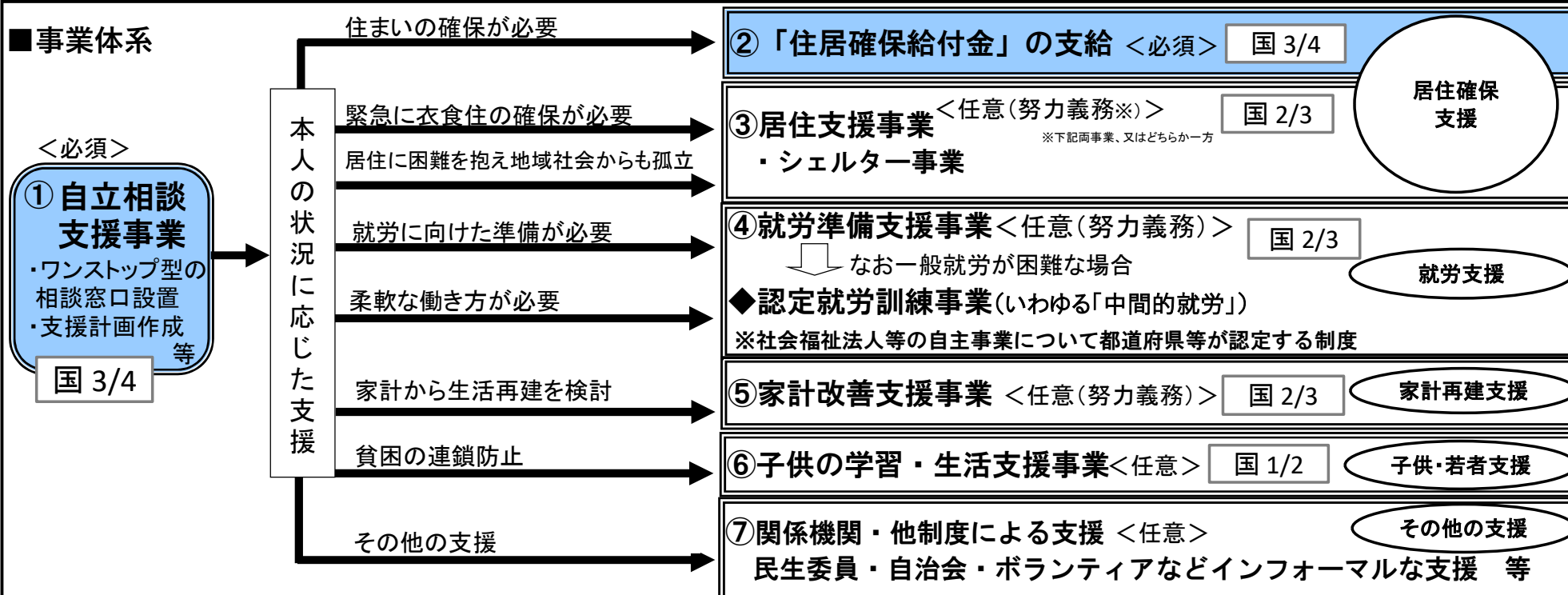
■支援対象者

生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

■実施主体

福祉事務所設置自治体（住居確保給付金の支給等、実施主体が行うべき事項を除き、委託が可能）

■事業体系



【都道府県の役割】

○区市等において必要事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や情報の提供その他の援助を実施

○事業に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修を実施